

令和6年度 第1回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会 次第

令和6年8月29日(木)午後7時
杉並区役所 中棟4階 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 会長の選出
- 3 会長職務代行委員の選出
- 4 議 題
 - (1) 諮問事項の審議
令和6年度諮問第1号
国民健康保険法が一部改正されたこと等に伴う国民健康保険条例の一部改正について
 - (2) 報告事項
国民健康保険被保険者証廃止後の資格確認書等の取り扱いについて
- 5 その他
- 6 閉 会

【配布資料】

席次表

委員名簿

諮問文(写)

説明資料

1 「杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容について」

2 「国民健康保険被保険者証廃止後の資格確認書等の取り扱いについて」

杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容について

1 条例改正の趣旨

- (1) このたび、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、国民健康保険法の一部が改正され、個人番号カードと国民健康保険の被保険者証を一体化し、被保険者証を廃止すること等とされたため、短期証及び資格証明書を含む保険証の交付は廃止することとなった。このことに伴い関係条例を改正する。

(別紙「国民健康保険法 新旧対照表」参照)

現行条例では、療養費等の支給に関し、資格証明書の交付を受けている間の除外規定を、国民健康保険法の該当条文を引用して定めていたが、今回の法改正により他の条文で関連する内容を規定することになった。(第8条)

また、国民健康保険料を滞納する方に対して、短期証や資格証明書を交付し、納付相談の機会を確保するなど、収納対策の取組を行うことができるよう過料についても定めていたが、被保険者証等の規定が廃止されることになった。(第27条)

- (2) 急患等として医療機関等を受診した国民健康保険の被保険者に対し、生活保護を職権で開始した後、当該者に資力があることが判明し、医療費相当額を返還請求する事案が生じることを防止するため、生活保護の開始に代えて、本人の資力の有無が判明し、かつ、資力が活用可能となるまでの間、一部負担金及び保険料の徴収猶予を活用するよう、国から通知があったことを受け、最長1年間その徴収を猶予することとするため、関係条例を改正する。(第23条)

2 改正の内容

- (1) 療養費等の支給に係る規定で引用する国民健康保険法の条項を改めること等とする。(第8条)
- (2) 急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、区長がやむを得ないと認めるときは、徴収猶予をすることができる期間を「6月以内」から「1年以内」とすることとする。(第23条)
- (3) 過料を科す対象から被保険者証の返還を求められてこれに応じない者を除外すること等とする。(第27条)

3 施行日

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

ただし、第23条の規定は、公布の日から施行する。

4 改正にあたっての補足説明

(1) 被保険者証の廃止に関連した取扱

短期証及び資格証明書を含む保険証の交付は廃止となりますが、特別の事情なく保険料を原則1年以上滞納している方に対しては、特別療養費の支給に係る事前通知を行い、マイナ保険証をお持ちの方には、オンライン資格確認等システムにて特別療養費該当と判るように情報を連携し、マイナ保険証をお持ちでない方には特別療養費の該当である旨を記載した資格確認書を交付することになります。特別療養費に該当する方は、これまでの資格証明書での取り扱いと同様に、医療機関等の窓口において自己負担額の10割を支払い、後日、区から7割を負担することとなります。

入院時食事療養費等について、これまで、「入院時食事療養費等の支給は、保険料を滞納し資格証明書の交付を受けている者について、その交付を受けている間は、この限りではない。また、資格証明書の交付を受けている者が、保険料の滞納を完納したり、災害等の特別の事情があると認められた場合などにおいては支給する。」等とされていましたが、資格証明書が廃止となりますので、それに伴い資格証明書の記述が削除され、特別療養費の記述に変更等となる改正となりました。

(2) 過料についての取扱

これまで、「資格を喪失したときは保険証や資格証明書を返還しなければならないがこれに応じない者、また、滞納者には保険証の返還を求めることができるがこれに応じない者、虚偽の届出をした者に対し、10万円以下の過料を科すことができる。」とされていましたが、資格証明書を含む保険証が廃止となることにより、保険証の返還に応じない者などへの過料を科すことがなくなりますので、それに伴った改正となりました。

(3) 徴収猶予について

一部負担金の徴収猶予については、要綱（杉並区国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取り扱いに関する要綱）で規定しているため、保険料同様に最長1年間その徴収を猶予するように改正します。

なお、保険料・一部負担金ともに、令和5年度の実績はありません。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(入院時食事療養費) 第 8 条の 2 入院時食事療養費の支給は、法第 5 2 条及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(入院時食事療養費) 第 8 条の 2 入院時食事療養費の支給は、法第 5 2 条_____に定めるところによる。
(入院時生活療養費) 第 8 条の 3 入院時生活療養費の支給は、法第 5 2 条の 2 及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(入院時生活療養費) 第 8 条の 3 入院時生活療養費の支給は、法第 5 2 条の 2 _____に定めるところによる。
(保険外併用療養費) 第 8 条の 4 保険外併用療養費の支給は、法第 5 3 条及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(保険外併用療養費) 第 8 条の 4 保険外併用療養費の支給は、法第 5 3 条_____に定めるところによる。
(療養費) 第 8 条の 5 療養費の支給は、法第 5 4 条並びに第 5 4 条の 3 第 4 項及び第 7 項から第 9 項までに定めるところによる。	(療養費) 第 8 条の 5 療養費の支給は、法第 5 4 条及び第 5 4 条の 3 第 3 項から第 5 項まで_____に定めるところによる。
(訪問看護療養費) 第 8 条の 6 訪問看護療養費の支給は、法第 5 4 条の 2 及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(訪問看護療養費) 第 8 条の 6 訪問看護療養費の支給は、法第 5 4 条の 2 _____に定めるところによる。
(徴収猶予) 第 2 3 条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又	(徴収猶予) 第 2 3 条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又

は一部を一時に納付することができな
いと認める場合においては、その申請
によつて、その納付することができな
いと認められる金額を限度として、6
月（急患等として保険医療機関等を受
診した被保険者に係る保険料の納付に
ついて、区長がやむを得ないと認める
ときは、1年）以内の期間を限つて徴
収を猶予することができる。

(1)～(4) 略

2 略

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若し
くは第5項の規定による届出をせず、
又は虚偽の届出をした

____者に対し、10万円以下の過料を
科する。

は一部を一時に納付することができな
いと認める場合においては、その申請
によつて、その納付することができな
いと認められる金額を限度として、6
箇月

____以内の期間を限つて徴
収を猶予することができる。

(1)～(4) 略

2 略

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若し
くは第9項の規定による届出をせず、
若しくは虚偽の届出をし、又は同条第

3項若しくは第4項の規定により被保
険者証の返還を求められてこれに応じ
ない者に対し、10万円以下の過料を
科する。